

私は原告の一人として、横浜地裁、東京高裁、最高裁など、裁判所にはずいぶん通った。裁判所は何とも殺風景なところである。最高裁判所は厳つく、権威を醸し出しているように見える。「バンザイ訴訟」の最高裁判決の時、「〇〇、却下します」と言っただけで、裁判官たちは数秒で退席した。裁判官席は高い所にあり、被告を見下しているようで、時代劇の遠山の金さんの「お白洲」を連想してしまう。現実の裁判官は、金さんとは違い、眠っているのではと思うほど無表情で、裁判官の肉声を聞いたことがない。

長嶺超輝氏が『裁判官の爆笑お言葉集』を上梓している。ロングセラーになっている本だそうで、読んでみた。裁判の判決とは関わらない、裁判官の肉声が語られていて、興味深かった。長嶺氏は「爆笑」と書いているが、裁判官の言葉は爆笑ではなく、真面目そのもの、その言葉を長嶺氏が解釈し、爆笑を誘っているのである。裁判官は「法の声のみを語る」とされているが、時として、裁判官の肉声ももれる。デジタルな法的結論の中に、アナログの表情が見えるという訳である。その少しを紹介し、私の感想を書きたい。

2005年、前橋市で深夜に、抗争相手の組長の殺害を命じられた暴力団幹部組員がスナックで歓談中の「標的」に向け発砲したが、興奮して、店内だけでなく、入り口に向けても発砲した「スナック乱射事件」があった。この乱射で、標的だった組長は一命を取り留めたが、何の関りもない庶民の4人の命が奪われた。前橋地裁の久我泰博裁判長は、4人を射殺した被告に、求刑どおりの死刑判決を言い渡した。久我裁判長は「死刑はやむを得ないが、君には出来るだけ長く生きてもらいたい」と言い、続いて「遺族に謝罪を続けていてください」と念を押した。暴力団抗争の犠牲になった人、家族はたまらない。謝罪など受け取れないだろうが、裁判官の遺族に対する精一杯の言葉であろう。

2001年、宮崎地裁の小松平内裁判長は、知人の女性2人を殺害し、奪ったキャッシュカードから200万円を引き出し、殺人強盗の罪に問われた被告の女に求刑どおりの死刑判決を言い渡した。犠牲者2人、被害額200万円。量刑相場によれば、死刑が相当らしい。しかし、小松裁判長は、自らの手で始末することにためらいを感じたのか、「控訴し、別の裁判所の判断を仰ぐことを勧める」と異例の付言をした。裁判官は死刑判決を出すことはイヤで仕方ない。彼は、別の裁判所で無期懲役の判決を取れと言いたいのであろうか。

2003年、またも、前橋地裁の久我泰博裁判長である。一人の女高生を車に押し込め、山中で絞殺、家族にウソをつき、23万円を受け取った卑劣な男に、死刑判決を退け、無期懲役の判決を下した。閉廷後、遺族のいる傍聴席に向かって、「犯人が人を殺すのは簡単だが、国家が死刑という判決を出すのは大変だということです。皆さん、納得はいかないと思いますが、そういうことです」との言及をした。東京高裁は、この被害者1人の殺人罪に異例の死刑判決を下した。久我裁判長の言及は打ち消された訳である。

2003年、大阪地裁の川合昌幸裁判長は、大阪教育大付属・池田小学校に侵入し、刃物で8人の児童を殺害、教諭2人を含む15人を負傷させた被告・宅間守に対する判決公判で「科すべき刑は、死刑以外にありえない」と判決した。宅間は、コンプレックスを増幅させ、「こんな自分を作ったのは社会のせい」「死刑にしてほしい」と身勝手なことを言い続けた。著者の長嶺氏は「終身刑こそが自分の罪に正面から向き合わせ、最も強い恐怖をおぼえる『極刑』だったとは考えられないでしょうか」と書いている。国家に人を殺す権利はなく、裁判官に死刑判決を出させるのは酷だと思う。無期懲役にして、犯した罪と向き合わせることが、人権から見て、正当だと私は信じている。